「手引き」利用に当たっての留意事項

1 指定のない法令等の記載については、次のとおり記載しています。

農地法 …… 「法」農地法施行令 …… 「令」農地法施行規則 …… 「規則」

2 記載内容について

- (1) 記載に当たっては、条文や通達等の主旨を要約して掲載しているので、事務処理に当たっては、農地法関係法令等により確認の上取り扱ってください。
- (2) この「手引き」は、県農地法関係事務担当職員の事務処理の一助となることを目的 として編集したものであり、実際の事務手続き書類等、それぞれの農業委員会におけ る規定等で定められ、取り扱いがなされている場合がありますので、手続きに当たっ ては、手続きの窓口となる農業委員会に十分確認の上取り扱ってください。

3 参考様式について

県が通知を行った様式、国等から示された参考様式、県農業会議が市町村農業委員会 と協議により定めた様式など、掲載の順番に一連の番号を掲載しています。

※「農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・ 21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知):令和5年3月31日一部改正」 における様式例は掲載していません。